

平成 23 年度 第 2 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 23 年 8 月 29 日 (月)
午後 2 時 00 分～2 時 50 分
- 2 場 所 千葉中央コミュニティーセンター 8 階 87 会議室
- 3 出 席 者 (委員)
岡本東三委員、萩原法子委員、段木一行委員、
長嶋栄次委員、吉村稔子委員、明石昇委員、
岩淵令治委員、神谷睦代委員
(事務局)
千本松生涯学習部長
横田文化財保護室長
石橋文化財保護室主査、長南主事

※ 委員の改任の年であるため、議事に先立ち、委員の互選により、会長に岡本委員、副会長に萩原委員が選任された。

4 議 題 議 事

- (1) 新たに指定された指定文化財について
- (2) 指定文化財の候補について
- (3) その他

5 議 事 の 概 要 議 事

- (1) 新たに指定された指定文化財について
新たに指定された 1 件の指定文化財について、前回の保護審議会以降の経過を説明し、了承を得た。
- (2) 指定文化財の候補について
市指定文化財の候補について説明し、それについての意見を
得た。
- (3) その他
旧検見川無線送信所の建物調査について、また、大巖寺本堂
及び書院の国登録文化財への登録について報告し、了承を得た。

6 会議経過

議事（１） 新たに指定された指定文化財について

議長：議事の（１）について事務局より説明を願う。

（事務局が新たに指定された１件の指定文化財について、前回の保護審議会以降の経過を説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

（特になし）

議長：この指定文化財は、埋蔵文化財調査センターで展示されており、本日の視察で実際に見ることができる。

議事（２）市指定文化財の候補について

議長：続いて議事の（２）について事務局より説明を願う。

（事務局が市指定文化財候補である五十石遺跡出土把手付中空円面硯について説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

萩原委員：これは一般公開されているのか。

事務局：埋蔵文化財調査センターの資料として常設展示されている。本日の視察で見てもらう予定である。

議長：中空円面硯は東北地方でよく見られるが、千葉ではあまりない。時代であるが、８世紀初頭で間違いないか。住居跡の年代との整合性はとれているか。

事務局：一緒に出土した他の遺物の年代を考えると８世紀初頭であると考えられる。ただ、その家に代々伝えられたものであった場合も考えられるため、その場合は８世紀初頭よりも前の年代である可能性はある。

段木委員：この硯は実際にはどのように使用されていたのか。

事務局：本体が中空で柄の部分に穴があり、そこから水をいれてその水を使って墨を研いだと考えられる。硯の表面に墨の跡がある。

長嶋委員：中に墨は入っていたのか。

事務局：墨が入っていたかどうかは不明であるが、使用方法としては、ある程度の身分の人、たとえば役人などが帳簿をつけるために

持ち歩いていたのではないかと考えられる。

岩淵委員：この遺物の出土状況についてであるが、住居の床のあたりから出土したのか。

事務局：住居の壁面によりかかるような形で出土した。

岩淵委員：「関係資料」に出土状況についての説明がもう少し詳しく記述されているとよかった。そうすれば、年代の整合性についてもわかりやすかったのではないかと思った。

事務局：出土状況等については、視察にて実物を見ながら説明する予定である。

議長：他になにかあるか。なければ、事務局には今後の手続きを進めてもらうこととしたい。

議事（３）その他

議長：続いて議事（３）その他だが何かあるか。

萩原委員：前回の審議会にて議題となった、地域文化財情報、すなわち富士塚の件であるが、石造文化財研究会会長の沖本氏によると、千葉市には浅間神社はあるが、富士塚はなく、三山塚が多いので、三山塚ではないか、とのことであった。三山塚と富士塚の違いはわかりづらいので、きちんと確認する必要がある。前回の資料は、地域文化財の情報の一覧のみで、個別の説明資料が添付されていなかった。今後はそれを添付したほうがいい。千葉市には三山塚以外にも良い石造物がたくさんある。石造物については調査等の際に専門家に意見をうかがうべきである。なぜこれが地域文化財なのかを説明することができない事態を危惧している。

議長：この件は事務局で検討しているところであると思うが、この委員だけではカバーできない分野であるため、石造物の専門家に相談したほうがよい。

萩原委員：地域文化財の登録制度は指定よりも規制が緩やかであるという点でとてもよいと思う。他の自治体も制度の設立を検討している。千葉市ではどのような経緯でできたのか。

事務局：文化庁が登録制度を設けて文化財保護の裾野を広げたことになり、市でも設立した。指定だとどうしても優品のみになってしまうので、もう少し視野を広げて、指定のレベルには満た

ないけれども地域を知るうえでは重要な文化財を、登録することによって市民に知ってもらうことを目的としている。なお、先行して横浜市や京都市が登録制度を設けていたので、それらを鑑みて策定した次第である。

議 長 : 地域文化財については、「関係資料」の巻末に地域文化財の登録基準があるのでそれを参照されたい。他になにかあるか、特になければ、事務局から何か報告等はあるか。

(事務局が、大巖寺本堂・書院の国登録文化財への登録及び旧検見川無線送信所の耐震性等の調査結果を報告した。)

議 長 : 旧検見川無線送信所は、国登録文化財とするのか、市の指定文化財とするのか。国登録文化財となったら市の指定文化財としなければならないということはないのか。

事務局 : そのようなことはない。市民からは建物の利用を検討するという意見をいただいている。利用することを考えると、中をどの程度改修しなければならないのかなどを検討しなければならない。その改修の程度が指定の範囲でおさまるものであれば、指定としたほうがよいと考えるが、現在は、市としての意見がまとまっていないので、今後文化財としての調査を行った上で、全庁的な調整を行い、集約した意見を提案する予定である。

長嶋委員 : ここの管理はどうなっているのか。現在中に入ることはできるのか。

事務局 : 現在は閉鎖しているため、中に入ることはできない。過去に侵入されて火を使われていたこともある。現在の管理は、検見川稲毛土地区画整理事務所が担当している。

議 長 : 他になにかあるか。

(特になし)

議 長 : ではこれにて議事を終了する。

議事録署名人 _____

(確定承認委員)

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962